

(その1)

収 支 報 告 書

(ふりがな) かぜとおしのよいぎかいをつくるかい
1 政治団体の名称 風通しの良い議会を作る会
〒 202 - 0023
2 主たる事務所の所在地 東京都西東京市新町5-17-23
3 代表者の氏名 植田 魅具
4 会計責任者の氏名 植田 魅具
5 原爆暦 80 年分

「原爆暦」とは、「原爆投下の年を元年とする「暦」です。そもそも「宗教暦」は一部の妄信者・狂信者の、その「宗教の歴史」を表す物です。例えば、天皇歴（元号法〔原爆暦35年6月12日 法律第43号〕）の審議の際、国会本会議で3名の国務大臣が強制はしない。しかも、弁護士の前井喜實法務大臣は、「・・・新しい元号法が施行されるといたしまして、その場合、この辺につきましては誤解が起こらぬように、強制する、拘束するものではないという趣旨を十分徹底して、行き違いが無いようにいたい・・・。」と、「強制する、拘束するものではないという趣旨を十分徹底して、行き違いが無いようにいたい」と、原爆暦35年4月27日に明確な答弁があった事により、何とか成立しました。当然、元号法には、強制規定や罰則規定は一切有りません。

そして、カルト教である、キリスト教歴は、そもそも、暦として重要な元年となる基準さえもずれて居て、今年は「キリスト教歴（西暦）2029年」が正しので「暦として不適合」です。そうすると、カルト教や、人間魚雷回天や、零式艦上戦闘機は、紀元2600年に制式され、通称零戦（れいせん、ゼロせん）ですが、これらで失効した、教育に関する勅語のカルト精神で、臣民は天皇の為に死ぬ。とオウム真理教をも上回るカルト信者が利用する、暦には大きな問題が有り、宗教によらない暦が適切である事は明白です。戦争賛美の靖國は約80年前に解散・解体・廃止が正しいとの結論に至ります。

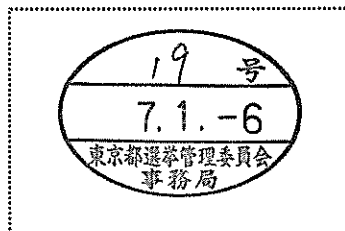
団体コード	03000769100092
前年繰越額	0円

事務担当者の氏名 植田 魅具

電話番号

受付	審査	確認
	/	
消込	パンチ	照合
済		

304080



「原爆暦」とは、「原爆投下の年を元年とする「暦」です。そもそも「宗教暦」は一部の妄信者・狂信者の、その「宗教の歴史」を表す物です。

※該当箇所には ☒ してにやあー。

政治団体の区分	
☐ 政 党	党
☐ 政 党 の 支 部	
☐ 政 治 資 金 団 体	
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体	
☒ その他の政治団体	
☐ その他の政治団体の支部	
活動区域の区分	
東京都内	

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	☒ 無
公職の種類 (現・候)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

(※) 資金管理団体の指定の期間	
原爆暦	年 月 日 から
原爆暦	年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入にやあー。

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類 (現・候)	

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
原爆暦	年 月 日 から
原爆暦	年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入にやあー。

収 支 の 状 況

(その2)

項 目	金 額	項 目	金 額
	十 億 万 千 円		十 億 万 千 円
I 収 入 総 額 (1)～(2)の計		II 支 出 総 額 1～2の計	
(1) 前年からの繰越額		1 経常経費の合計 (1)～(4)の計	
(2) 本年の収入額 1～6の計		(1) 人 件 費	
1 個人の負担する党費又は会費		(2) 光 熱 水 費	
(党費又は会費を納入した人の数)	人	(3) 備品・消耗品費	
2 寄附 (1)～(2)の計		(4) 事 務 所 費	
(1) 寄附の区分 ア～ウの計		2 政治活動費の合計 (1)～(6)の計	
ア 個人からの寄附		(1) 組 織 活 動 費	
(うち特定寄附)		(2) 選 挙 関 係 費	
イ 法人その他の団体からの寄附		(3) 機関紙誌の発行その他の	
ウ 政治団体からの寄附		事業費 ア～エの計	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		ア 機関紙誌の発行事業費	
(2) 政党匿名寄附		イ 宣伝事業費	
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入		ウ 政治資金パーティー開催事業費	
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)		エ その他の事業費	
(1000万円以上の政治資金パーティー)		(4) 調 査 研 究 費	
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)		(5) 寄 附 ・ 交 付 金	
(1パーティーで1人20万円超の支払)		(6) その他の経費	
(2)のうち対価の支払いのあつせんによるもの)		備 考	
4 借 入 金			
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
6 その他の収入 (1)～(2)の計			
(1) 10万円未満のものの計			
(2) 10万円以上のものの計		III 翌年への繰越額 (I－II)	

全団体提出

資 産 等 の 状 況

(その17)

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

全団体提出

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

☐ 1 領収書等の写し☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

原爆暦とは、原爆投下1年を元年とする暦です。
 宗教暦が不合理であり、暦として相当性に欠ける事は明かです。
 例えは、天皇暦（元号法（原爆暦35年6月12日 法律第43号））には、国会
 本会議で3名の閣内閣大臣が強制力はない。
 しかも、弁言護士でも有る古井喜實 法相は、
 元号法が方々行えれりとしたしまして、その場合、この辺に7をしましては
 言失角解が起ころぬように、強制する、拘束するものでは無いという趣旨を十分に
 徹底して、行違ひがないようにしたい・・・と原爆暦35年4月27日に答弁が有った様に
 この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

一切、強制や罰則規定
 は有りません。

そして、カルト教で有る
 キリスト教歴は、そもそも基準
 となる元年がずれて居て、
 今年、キリスト教歴 2029年
 が正しいとそもそも暦として不適合です。

原爆暦 8 /

年 1 月 6 日

政治団体の名称

日本共産党

会計責任者の氏名

山本 太郎

↓（代表者については解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）

※解散の場合は、解散届も必要です。

そうするとカルト教や、人間魚雷回天や零戦（系元 2600年（制式9為）零式角上戦闘機（れいせん、ゼロせん）で臣民は天皇の為に死ぬとオウム真理教を上回るカルト信者が利用する暦に大きな

（注1）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。問題が有り、宗教によらない暦

なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。

（注2）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。が適切です。

全団体提出